

質問回答書

件名 東部児童相談所（仮称）新築工事に伴う周辺家屋事前調査業務委託

	該当箇所	質問	回答
1	委託内訳表	積算にあたり用地調査等業務委託積算基準は令和何年度を基準にしていますでしょうか？	横浜市の基準である土木工事標準積算基準書（計画・調査編）の令和6年7月版を元に算出しています。
2	委託内訳表	対象家屋全て概査業務と記載しておりますが積算上、補正値は0.6でしょうか	補正値は0.5です。